

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2019年度 事業計画

以下の基本方針に基づき事業を行う。

1. 基本方針

- (1) 社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育内容の見直しに伴い、養成教育にかかる本連盟のポリシーを設定し、両資格の養成教育内容及び教育体制について検討する。
- (2) 法人合併の効果を最大化するとともに財政基盤を安定させるため、組織構造及び事業の統廃合及び改編をする。
- (3) ソーシャルワーク教育学校卒業者の福祉関係職種への就業促進と社会福祉士及び精神保健福祉士養成にかかる実習施設の安定的な確保を図るため、事業者団体及び専門職団体等と連携・協働して活動する。
- (4) ソーシャルワーク専門職の社会的認知・地位向上、任用・活用の促進、職域拡大、待遇改善等をはかるための諸活動を行う。
- (5) 高校生や資格取得を目指す社会人等に対して、社会福祉士・精神保健福祉士及びソーシャルワーク専門職に関する広報・啓発活動を強化するとともに、新たな広報展開の方法を検討する。
- (6) 社会福祉士及び精神保健福祉士を目指す者を対象に国家試験合格の支援を行う。
- (7) 災害時における社会福祉関連団体等との連携した活動を推進する。
- (8) ソーシャルワーク専門職の養成にかかる国際動向を情報収集・発信するとともに、国際学術交流と連携の促進を図る。
- (9) ソーシャルワーク専門職養成を担う教員の教育力強化のための方法を検討する。
- (10) 会員校に所属する教員の研修や実践フィールドとの関与のあり方、フィールドワークやインターンシップなどについて検討する。
- (11) 会議等における ICT の積極的な活用とルール化を行い、効果的かつ効率的な法人運営と経費節減を図る。
- (12) 関係機関との連携強化を図る。
- (13) その他、上記の基本方針を達成するために必要な活動を推進する。

2. 法人運営

- (1) 総会の開催（年1回以上）
- (2) 理事会の開催（年2回以上）
- (3) ブロック運営委員長会議の開催
- (4) 三役会議・事務局会議（適宜）

3. 事業

社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育内容の見直しを重点的に、事業を展開する財政基盤を安定させるために必要に応じ競争的資金（補助金、各種助成金等）を獲得しつつ、以下の活動を実施する。

(1) ソーシャルワーク教育の水準向上等に関する事業

- ① 社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程カリキュラムの改定にあたり、ソーシャルワーク人材育成体制のよりよい構築に向け、社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育内容・方法・体制の見直しを検討し、必要な事業を行う。
- ② 社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を実施する（本連盟研修室）。
- ③ 全国社会福祉教育セミナー2019を実施する（10月12日～13日：愛知・日本福祉大学）。
- ④ スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業及びスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会、スクールソーシャルワーカー基礎研修を実施する（本連盟研修室他）。
- ⑤ 専門職大学院等認証評価事業を実施する。
- ⑥ 認定社会福祉士制度における大学院の活用を促進するため、ソーシャルワーク専門職の育成と大学院教育あり方に関する検討を行い、認定社会福祉士認証・認定機構に提案する。
- ⑦ 精神保健福祉士養成講座（中央法規）の改訂を検討する。
- ⑧ 社会福祉士養成テキスト作成を検討する。
- ⑨ 全国の社会福祉士実習施設・機関情報（日本社会福祉士会協力）並びに精神保健福祉士実習指導者情報（日本精神保健福祉士協会連携事業）を会員へ提供する。
- ⑩ 社会福祉士・精神保健福祉士教育の向上に資するための映像教材を企画作成する。
- ⑪ その他ソーシャルワーク教育の水準向上等に必要な事業を展開する。

(2) 国家試験合格支援に関する事業

- ① 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験を実施する（10月上旬～11月上旬）。
- ② 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座（映像配信とレジュメ集作成）を実施する（通年）。
- ③ 国家試験受験者向け参考図書（問題集等）を出版する。
- ④ 国家試験合格支援に関する情報をインターネットその他広報媒体により発信する。
- ⑤ その他、国家試験合格支援等に必要な事業を実施する。

(3) 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程卒後教育並びに高大連携に関する事業

- ① 社会福祉士及び精神保健福祉士を目指す学生の将来のキャリアアップや職域の拡大・確保、待遇改善を促す観点から、「認定社会福祉士認証・認定機構」に参画する。
- ② 「コミュニティに強いソーシャルワーカーを養成する研修（コソ研）」の開催（本連盟研修室）とその教材を作成する。

- ③ 全国福祉高等学校長会との交流を行うとともに、高大連携に向けた取り組みを行う。
- ④ その他、卒後教育・高大連携に必要な事業を実施する。

(4) 災害福祉支援に関する事業

- ① 都道府県域の災害福祉支援チームの活動における社会福祉士・精神保健福祉士の活動を推進する。
- ② 災害福祉支援活動を行う団体等で構成する災害福祉支援連絡協議会（災福協）の立ち上げのための準備をする。
- ③ 災害の対応に関する会員校の活動へ協力する。
- ④ 災害福祉支援活動基礎研修を共催する（日程・場所：未定。主催：日本医療社会福祉協会）。
- ⑤ その他災害福祉支援の推進に必要な事業を行う。

(5) 広報、啓発、ソーシャルアクション、情報提供に関する事業

- ① 日本ソーシャルワーカー連盟（日本医療社会福祉協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本ソーシャルワーカー協会）、全国社会福祉協議会、全国社会福祉法人経営者協議会その他の関係団体と連携・協働し、社会福祉士・精神保健福祉士及び福祉人材を取り巻くイメージアップと、福祉人材の就職、任用、配置、待遇に関する諸活動を行う。
- ② 福祉系大学経営者協議会と連携し、ソーシャルワーク教育に関する啓発活動を協働して行うとともに、新たなカリキュラムの施行に向け、教育内容の充実強化と入学者の確保に向けた取組を推進する。
- ③ 「全国社会福祉教育セミナー2019」を実施する（10月12日～13日：愛知・日本福祉大学）（再掲）。
- ④ ソーシャルケアサービス研究協議会の活動に参画する（ロビー活動等を含む）。
- ⑤ 中央省庁（厚生労働省、法務省、文部科学省、内閣府等）等の関連企画に参画する。
- ⑥ 全国社会福祉法人経営者協議会や全国社会福祉協議会等と連携しつつ、社会福祉士及び精神保健福祉士を目指す学生の将来のキャリアアップや職域の拡大、福祉人材確保、待遇改善を促す観点から、社会に対する提言等の取り組みを推進する。
- ⑦ 社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の状況を適宜把握する。
- ⑧ ウェブサイト、SNS、E-mail、ハンドブック、パンフレット等による情報の発信、更新、頒布、運用を行う。
- ⑨ 動画サイトYouTube「ソ教連ソーシャルワークちゃんねる」で情報を発信する。
- ⑩ 小・中・高校生をターゲットにした広報戦略の強化と展開を行う。
- ⑪ その他ソーシャルワークの普及・啓発に必要な広報活動を行う。

(6) 会員に関する事業

- ① 「社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」を実施する（本連盟研修室）（再掲）。
- ② 全国の社会福祉士実習施設・機関情報（日本社会福祉士会協力）並びに精神保健福祉士実習指導者情報（日本精神保健福祉士協会連携事業）を会員へ提供する（再掲）。

- ③ 成績優秀者表彰を実施する（12月～3月）。
- ④ 会員校の入学式、卒業式に際して祝辞を送る。
- ⑤ 各ブロックで行う活動を支援する
- ⑥ ソーシャルワークに関する養成、研修、求人・就職等の情報を会員へ提供する。
- ⑦ その他本連盟の目的に基づき会員の活動に資するに必要な事業を実施する。

(7) その他

- ① IASSW 及び APASWE と連携し、国際機関への貢献と国際動向に関する情報収集及び国内への普及を行う。
- ② 日本地域福祉学会事務局業務を行う（業務受託）。
- ③ その他本連盟の目的を達するに必要な事業を実施する。

4. 事業実施体制

2019年5月総会での役員改選を控えることから、事業実施体制（委員会含む）は改選後に新たな実施体制を構築するものとする。

なお、事業実施体制については、三役会で検討を行い決定する。

以上